

平成 2 9 年 9 月 8 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年9月8日（金曜日）午後3時9分～午後4時16分

2 開催場所 第3委員会室

3 案 件

- 1 記録の提出について
- 2 関係人に対する質問について
- 3 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山田達
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	石澤貴志
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	花田昌

○丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

委員の皆様には、一般質問終了後のお疲れのところ、大変申しわけなく思っております。

本日は、お手元に配付の案件表に従って会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用させていただきますようお願いいたします。

市政記者の皆様申し上げます。

委員には非公表の部分も含まれている資料も配付しておりますので、委員席側に立ち入らないようお願い申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう、御協力をお願い申し上げます。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求書。その1からその6まで、6部資料があります。なお、要求先につきましては、その1からその5までにつきましては第三者でありますので、傍聴者の方の資料は、そこは空欄のままですが、委員の皆様には実名が入っております。

続きまして、有限会社沼田建設に対する質問（案）。

続きまして、アウガ問題調査特別委員会関係人に対する質問事項。こちらも、傍聴者の方の資料は、要求先は空欄になっておりますが、委員の皆様方の資料は実名が入っております。

以上、御確認をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 ただいまの事務局の説明のとおり、皆様に資料は行き届いていますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、早速ですが、案件に入らせていただきます。

〔山脇智委員「委員長」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい、山脇委員。

○山脇智委員 案件に入る前に、最初に議事進行発言を行いたいのですが、よろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

○山脇智委員 まず1つに、委員会の現在までの進捗状況についてですけれども、市民から、内容や現状がなかなか見えてこない、わかりづらいという声も聞いています。今期定例会で中間報告が策定されることになっていますが、まず具体的調査事項の2、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけ

るスプリンクラーの移設・増設に関する事項、あと4の青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項の2つについては、まだ若干の補足の調査は必要かと思われますが、これまでの委員会の調査からほぼ証明されていると思いますので、中間報告にその旨入れる必要があると思うんですけれども、委員長の見解を求めたいと思います。

また、もう1点。これまで、関係者などからせっかく協力をいただいて、証言や陳述書などの協力がなされているんですけれども、これらについての扱いが棚上げになっている状態だと思います。1つに、協力を申し出た元青森駅前再開発ビル株式会社の元経理担当職員について、今後の証人としての喚問も含めた取り扱いをどうするのか。2つに、不当な扱いをされたと上がってきている地階退店テナントからの陳述書をどうするのか。3つに、ソフト事業であるスタンプラリー事業について、見積書を出したとされる会社の社長から文書が上がってきている。これらがまだ協議されていないと思うんですけれども、これらの今後の取り扱いについても見解を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 私への質問だと思うんですが、遅々として委員会がなかなか進まない、見えてこないという御指摘がもしあるんだとすれば、それは私の進め方が非常に問題であったんだろうと思います。それに対して、問題があるというように委員の皆様がおっしゃるのであれば、副委員長が議事を進行することは、問題はないと思います。

ただし、私がこのような議事の進行をしているのには理由がありまして、もし訴訟という事態になれば、委員の皆様が個々に裁判を闘わなければなりません。そのリスクを最大限軽減するために、このような方法をとって議事の進行をしてきているつもりです。そして、なるべくは、書類上で審査を進めて疑惑の解明をしたいと思っております。証人喚問ということになれば、その証人の精神的圧迫だったり、さまざまな憶測、誹謗中傷を受けかねませんので、極力証人喚問という事態を避けながら、書類上で疑惑が立証できるものは立証していきたいと考えております。特に、今の山脇委員への答えになるかわかりませんが、先日、9月1日の皆様の意見交換の中で、ほぼ事前着工があったというように判断せざるを得ない状況があったと思います。皆様の御意見が統一できれば、事前着工があったと判断せざるを得ないという結論を出したいと思っております。それでもだめだということであれば、証人を呼んで喚問していきたいと思っておりますが、なるべくは書類上で行ってまいりたいと考えております。

ほかに地階退店テナントの陳述書ですが、その内容が、さきのアウガ問題に関する調査特別委員会で奈良岡委員が質疑したかと思うんですが、その際に、無理やり退店させられたと。2000万円の工事費を会社が払い、後々入ったところが30%も安い家賃で入っているというような質疑だったかと思いま

すが、そのことを裏づける陳述書だったと思います。このことに関しましては、済みません、今は棚上げにはなっていますけれども、調査事項の（２）で、アウガが経営破綻に陥るに至るまでの問題だったかどうかを、今やっている具体的調査事項１から４までを終了した上で、皆さんでこれが必要だと判断していただくのであれば、それを取り扱ってまいりたいと考えております。まずは、今調査している１から４までを優先して行っていきたいと思います。

それと、元経理担当職員の件なんですけど、８月３０日に非公式、非公開で意見聴取を行いました。そのことについての問い合わせだと思えますが、その取り扱いをどうするかということですが、元経理担当職員の意見聴取の中で、２つの内容に分かれていたかと思えます。その２つというのは、今、調査事項にまさに合致する部分、この部分に関しては、参考にしながら今後の調査を進めてまいりたいと思えますが、当然、その内容がですね、当時の経営者の個人名であったり、青森市の幹部職員の個人名もしくは議員の個人名などが含まれておりましたので、慎重にその取り扱いを図りながら、今後の議事にしていきたいと思えます。それ以外の部分につきましては、これもやはり、先ほど申し上げたように、（２）の調査事項で必要となれば、皆さんと協議しながら取り扱ってまいりたいと思えます。ただ、その真偽が、正しいかどうかということも含めて皆さんと議論していかなければならないと思えます。

ただ、私も、その他の部分で、きょうも話されておりましたけれども、アウガというビル会社が、債務超過にならないように努めていたんだけど、経営者X氏の要請があって返済をしたと。その返済によって減損会計したんだけど、存続できないような債務超過に陥ったというような貴重な発言がありました。これは、ビル会社の存続がなぜできなくなったのかを証言しているものでありますので、この件については、個人的には取り扱ってまいりたいとは思っております。

あと、スタンプラリー事業での件は、９月１日に皆様の御同意をいただいたので、報告書の中にまとめたいという形でたしか話したと思うんですが、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、もし皆様の御同意を再度いただければ、スタンプラリーの部分は、たしか山脇委員の発言だったと思いますが、地権者及び会社の社員、関係者で当選があったというようなことでしたか、そういう話じゃないですか。

○山脇智委員 そうではなくて、見積もりを出していたことに関して、問い合わせというか、自分としてはそういうことをしてないという趣旨の……。

○丸野達夫委員長 ああ、済みません。それは、スタンプラリーじゃなくてCMのほうですよ。ソフト事業のほうでしょう。ソフト事業の、ポスター

等の作成及びテレビのコマーシャルの件ですよね。

この件につきましては、この会社の社長の名前で、仕様書も見ることがない、見積もり依頼を受けたことがないという貴重な証言です。さらには、補助金対象事業の部分でありますので、まさに調査対象だと思っております。皆様の要請があれば、これも取り上げてまいりたいと思っておりましたが、きょう、何か資料を見ると、もうこれは資料を要求することに次第書ではなっていますので、恐らくこのCM作成にかかわる疑惑というものに関しては、議題に上がっていくものと思います。

回答になっていますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 まあ、中間報告については、事前着工はやはり証明されたというような前回の委員会での話だったので、その点については、ぜひ中間報告に入れるかどうかも含めて議論してもらいたいと思います。

○丸野達夫委員長 済みません、それはその他で取り扱っていいですか。

○山脇智委員 ああ、どうぞ。

あと、1つに求めた元経理担当職員の取り扱いに関しては、調査事項(2)の部分について、やはり私も――(1)の調査事項4つを終わらせてから(2)の調査事項をどうするか議論をしていくという話がありましたので、元経理担当職員の取り扱いと地階退店テナントの陳述書については、今後(2)でどのように取り扱うかという議論をするということで、私もいいです。

○丸野達夫委員長 ということは、答えになったということですね。(「はい」と呼ぶ者あり) はい、わかりました。

それでは、案件に入らせていただきます。

案件の1「記録の提出について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、お手元に配付の資料「アウガ問題調査特別委員会 記録提出要求書」その1からその6をごらんいただきたいと思っております。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、合計9件の記録提出の要求がありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、記録提出要求その1です。

具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「アウガビル1階スイーツコーナー工事」の見積書及び平成24年度あおもり「食」

街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下1階西通りテナントあおもり食街道」の見積書の記録の提出を、平成29年9月19日までに求めるものであります。

このことについて、中村委員に説明を求めます。

なお、要求先であります、これは第三者であります。委員の皆様には、私の許可がない限り、第三者である要求先の法人名は伏せて御発言いただきますようお願いいたします。

中村委員、説明をお願いいたします。

○中村美津緒委員 委員の皆様におかれましては、本当は9月19日が次の100条委員会でしたが、私の資料提供を求めたいものが新たに生じたために、今回このように委員会を開くことになりました。そのことに対しまして、皆様の貴重なお時間をいただくことになりましたこと、本当に心からお礼申し上げます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

まず、要求先の建築会社B社に対しまして、今回の調査事項であるあおもり「食」街道めぐり事業、そして青森市「食」街道めぐり事業、つまり国と市の補助事業に係る見積もり合わせに関する事項ですが、今回皆様のお手元の資料にありますその1、その2、その3、その4、その5まで、全て見積もり合わせに関する事項であります。今回、要求先のB社ですが、現在の社名と、平成24年に提出していた際の社名が変わっております。これは、事業の継承が行われて、現在の社名に変わったものです。

なぜ求めるかといいますと、先般、地方自治法第100条第1項を行使いたしまして書類を検閲させていただき、その際に、見積もりした3社の全ての業者がわかった次第であります、ただ、どうしても不自然だったのがですね——経済部にも質疑させていただきましたが、この補助金は、平成25年5月30日に支払っているんですが、なぜか競争見積もりをしたこの2社の見積書2件、合計4件の見積もりだけが、もう実績報告書がとじられた段階でファックスで送られてきているという、とても不自然な実績報告書のどじ方をしておりました。そこで、本当にこの2社がしっかりと競争見積もりをしたというのであれば、まず見積書は間違いなくあるだろうと。まずこれを求めることによって、その見積もりがどこまで関与したのかということがわかると思いましたので、まずその1として、建築会社B社に対し、補助事業である1階スイーツコーナーの見積書、そして6カ月後に工事が行われました地下の「食」街道に関する見積書の提出を、9月19日を期限に求めるものであります。地方自治法第100条第1項を適用するものであります。

以上です。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員の説明について、御質疑ありますか。はい、赤木委員。

○**赤木長義委員** これは、競争の見積もり合わせにきたときのその内容を提出しろということいいんですよね。そういう意味ですよね。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 赤木委員の質疑にお答えいたします。

これは、実績報告書に添付されている見積書の提出を求めるものであります。

以上です。

○**丸野達夫委員長** ちょっと……私ちょっと今クエスチョンですが。はい、赤木委員。

○**赤木長義委員** 要は、これは、まあどこが工事をとったと言ってもいいのかもしれないけれども、工事をとったところと、相見積もりが出てきたところの部分ということで、実績報告書として確認するという意味でとるということいいんですか。そこを私はちょっと確認したかったんです。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 赤木委員のおっしゃるとおりです。

○**丸野達夫委員長** それならわかります。（「それなら私も理解する」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** なければ、質疑はこれにて終わります。

中村委員の御意見は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、各記録の提出を平成 29 年 9 月 19 日までに求めるものであります。

また、本委員会の運営要領では、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づかず、任意で求めることも可能としております。なお、任意要求につきましては、写しの交付を求めることとなり、資料の提供を拒否した場合でも罰則の規定はありません。

そこで、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づくべきか、任意とするべきかを協議してまいりたいと思います。

御意見はありませんか——なければ、100 条でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** それでは、改めてお諮りしたいと思います。

記録提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、株式会社——実名でやります。株式会社森の風工房代表藤本淳氏に対し、9 月 19 日までに、平成 24 年度あおもり「食」街道

めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「アウガビル1階スイーツコーナー工事」の見積書及び平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下1階西通りテナントあおもり食街道」の見積書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

続きまして、記録提出要求その2です。

具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「1階テナントスイーツコーナー新設工事」の見積書及び平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下テナントフードコート新設工事」の見積書の記録の提出を、平成29年9月19日までに求めるものであります。

このことにつきまして、中村委員に説明を求めます。

要求先は第三者でありますので、法人名は伏せていただきますようお願い申し上げます。

どうぞ、中村委員。

○中村美津緒委員 同じく、内装工事に伴う国と市の補助事業の工事の入札における見積もり合わせに関する事項でありまして、ともに、先ほどの建築会社B社と同様、建築会社C社に対し、地方自治法第100条第1項を適用いたしまして、先ほど伝えましたように実績報告書に添付されている見積書の記録の提出を求めるものであります。なお、提出希望期限は、同じく平成29年9月19日といたしました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 本件については、地方自治法第100条第1項の規定に基づき求めますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、ここから実名で進めることといたします。

お諮りいたします。

記録提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏に対し、9月19日までに、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「1階テナントスイーツコーナー新設工事」の見積書及び平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下テナントフードコート新設工事」の見積書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

続きまして、記録提出要求その3であります。

具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書及び平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業において、放送会社に対してテレビCM放送料として支払いをしたことを示す書類の記録の提出を、平成29年9月19日までに求めるものであります。

このことにつきまして、中村委員に説明を求めます。

なお、要求先は第三者であります。要求先の法人名は伏せて御発言いただきますようお願いいたします。

中村委員。

○中村美津緒委員 御説明させていただきます。

これまでずっと内装工事に重点を置いて、いろいろな不正の疑いがあるというようなことで解明を急いできましたが、もう1つの事業で情報発信事業というものがあまして、これは、最後に落札した低落札業者は約200万円ということでした。その内訳の半分以上は、コマーシャル、CM等でしたので、この情報発信事業に関しては不正のしようがないなというようなことで、余り私は重点的にこちらのほうを調べてはいなかったんですが、100条調査権を行使した際に資料を閲覧した結果、黒塗りの部分が消された状態で、そ

の日付、見積もりの内容、業者の社名、そして金額等をちょっと調査したところ、内装工事に伴う見積もり合わせと同様、これはちょっと不自然だなと。しかも、もしこの疑いが本当であれば、これはちょっと悪質だなということが見えてきたものであります。また、ビル会社が作成したと記載されているソフト事業の見積もりをするに当たっての仕様書も実績報告書に添付されているんですが、先ほど委員長もお伝えいたしましたように、ソフト事業の見積もりをした業者からお手紙が届いたということでしたが、その手紙の内容に、ビル会社が提出した仕様書を見たこともない、また、この見積もりもその記録がないということでありまして、じゃあ誰がこの見積もりをつくったんだということになるわけですね。ということで、今回、その3、その4、その5というように、ソフト事業の見積書が添付されている社に対しまして、本当に見積書をその社がつくったのであれば、見積書が記録として提出されるわけですので、その者に対してまず見積書の提出を求めるものであります。

まず、その3ですが、低落札業者といたしまして、ソフト事業のD社に対して見積書を求めます。これは、地方自治法第100条第1項を適用させていただきます。そして、この低落札した業者であります、テレビCMも作成し、そして直接発注したということですので、それが本当であれば、その支払いを示す書類もあるとのことですので、それを明らかにするために、その資料の提出を求めるものであります。なお、提出希望期限は、平成29年9月19日といたしました。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

このことにつきまして、各委員からの御質疑ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 今の説明で理解はしたんですけれども、低落札ということの中村委員がおっしゃるので、そうであれば、見積もりだけでなくビル会社との契約書も必要だろうなど。それと同時に、テレビCM放送料を支払ったという書類であれば、当然そこにも契約案件がなければならぬので、そこも、きちっとした契約書も合わせてとる必要があると思うけれども、その辺はどうなんですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員の質疑にお答えいたします。

100条調査権を行使して実績報告書を検閲させていただいたときに、私が開示請求をいたしまして、黒塗りではありますが、業務委託契約書とほぼ間違いのないその契約書がありました。それから、テレビコマーシャルをちゃんと発注したという、放送会社に発注しましたその社も、しっかりと私と山脇委員で検閲をさせていただきました。ただ、そこに、私たちにあるもの、聞いて

ているもの、そして出されたものがちょっと違うところがありましたので、まず、この2つさえあればですね、明確であり、立証できると思ひまして、この2つだけを今回は請求させていただきました。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかに御質疑ありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、質疑はこれにて終わります。

本件についても、地方自治法第100条第1項の規定に基づき求めますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、そのようにしたいと思ひます。

お諮りいたします。ここからは、実名で進めることといたします。

記録の提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社アクティブワークス代表取締役川田清明氏に対し、9月19日までに、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書及び平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業において、放送会社に対してテレビCM放送料として支払いをしたことを示す書類の記録の提出を求めたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

続きまして、記録提出要求その4です。

具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書の記録の提出を、平成29年9月19日までに求めるものであります。

このことにつきまして、中村委員に説明を求めます。

なお、要求先は第三者でありますので、法人名を伏せて御発言いただきますようお願いいたします。

中村委員。

○中村美津緒委員 理由は、先ほどと全く同様であります。この情報発信事業に見積もりを提出したとされている情報発信事業者E社に対して、同じくこの情報発信事業の見積書の提出を求めるものであります。しかしながら、その4、その5に関しましては、見積書を作成した記憶がないということですので、求めても出てくるかどうかわかりませんが、ただ、そのことによつて、実際に本当に適切な競争見積もりがされたのかということがわかりますので、情報発信事業に見積もりを提出したとされるE社に対し、9月19日を提出希望期限といたしまして、地方自治法第100条第1項で求めるものであります。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 御質疑等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 本件につきましては、地方自治法第100条第1項の規定に基づき求めたいと思いますが、いかがですか。

〔「はい」「いいです」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、地方自治法第100条第1項の規定に基づき提出を求めたいとのことでありますので、改めてお諮りしたいと思います。なお、これより要求先は実名で進めることといたします。

記録の提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、株式会社ジャパングリエイティブ代表取締役平澤新一氏に対し、9月19日までに、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よつて、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

続いて、記録提出要求その5であります。

具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、平成24年

度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書の記録の提出を、平成29年9月19日までに求めるものであります。

このことにつきまして、中村委員に説明を求めます。

なお、要求先は第三者でありますので、法人名を伏せて御発言いただきますようお願い申し上げます。

中村委員。

○中村美津緒委員 今回のその5も、先ほどのE社、D社と全く同様でありまして、情報発信事業に見積もりを提出したとされているこのF社に対しても、同じく見積書の記録の提出を求めるものであります。なお、提出希望期限も同じく9月19日とさせていただきます。

説明は以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

このことにつきまして、御質疑等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 本件につきましては、地方自治法第100条第1項の規定に基づき求めますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 全委員の御意見が地方自治法第100条第1項の規定に基づき記録の提出を求めるべきとこのことでもありますので、この件につきまして改めてお諮りしたいと思います。なお、これより要求先は実名で進めることといたします。

記録の提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、株式会社東北博報堂青森支社青森支社長細谷宗生氏に対し、9月19日までに、平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

最後に、記録提出要求その6であります。

具体的調査事項1「あおり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、杉田浩代表監査委員に対し、平成24年度、平成27年度財政援助団体等監査資料青森駅前再開発ビル株式会社の記録の提出を、平成29年9月19日までに求めるものであります。

このことに関しまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 これは、具体的調査事項の1のみならず、全てに該当するものであります。要求先は、代表監査委員の杉田浩様です。記録の名称ですが、財政援助団体等監査資料という資料がありまして、青森駅前再開発ビル株式会社に特化してこちらの監査が入っておりました。その平成24年度版と平成27年度版の2年度版の資料を求めることにより――こちらには、非常に細かく記載されているとお聞きいたしました。当時の売り上げから預り金、営業保証料、そして固定資産を取得したときの減価償却等々ということで、まだ疑義が多少残っているスプリンクラー工事がされたかどうか、もしされているのであれば、それも減価償却に反映されているものと思います。そういった裏づけをとるためにも、この書類があればさらに明確にわかるかと思ひまして、この記録の提出を求めるものであります。なお、提出希望期限は、平成29年9月19日とさせていただきます、これも同様に、地方自治法第100条第1項を適用するものです。

説明は以上であります。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ちょっと私から事務局に確認したいんですが、この資料の存在は、監査委員にあるんですか。

○齋藤賢剛議事調査課長 事務局で事前に確認しましたところ、監査委員で保管しているということでした。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員の説明に対し、御質疑等ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 平成24年度はわかるけど、平成27年度をもらう理由は何ですか。ちょっとそこだけ確認したいんですが。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 平成27年度に入っておりますので――直近の平成25年度、平成26年度、そして平成27年度も監査していると思いますので、その前後がちょうど入っておりますことから、求めさせていただきました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 本件については、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき求めますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 全委員の御意見が地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき記録の提出を求めるべきとのことでもありますので、この件について改めてお諮りしたいと思います。

記録の提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、代表監査委員杉田浩氏に対し、9 月 19 日までに、平成 24 年度、平成 27 年度財政援助団体等監査資料青森駅前再開発ビル株式会社の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

これにて、案件の 1 を終了したいと思います。

案件の 2 「関係人に対する質問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 前回の 9 月 1 日に開催された本委員会におきまして、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏から提出された記録に関し、各委員から幾つか疑義が出されまして、このことについて同社代表取締役に照会していくことが確認されているところであります。

お手元に配付の資料「有限会社沼田建設に対する質問（案）」をごらんください。

こちらの資料は、前回の各委員の御意見を事務局で取りまとめたものです。質問 1 といたしましては、見積書 5 件については見積書の控えが存在しないとのことであるが、その原因は書類の管理上の問題か、それともほかに原因や理由があるのか。質問 2 といたしまして、原本が見つからずその写しが提出された工事請負契約書 2 件について、その原因は書類の管理上の問題か、それともほかに原因や理由があるのか。質問 3 といたしまして、原本が提出された工事請負契約書 5 件のうち、4 件に内訳書が添付されていない理由は何か。質問 4 といたしまして、平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式が

存在しない理由は何か。

以上の4つの質問かと思っておりますけれども、この内容で質問してよろしいかどうか、御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

皆様の手元には、事務局が取りまとめた質問書案があります。このようにまとめましたが、御意見等ありますか。

〔「これでいいです」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、事務局案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なお――ああ、どうぞ、赤木委員。

○赤木長義委員 ちょっと確認したいんですが、質問4は、これはちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、この書類がないと建設業法違反になる可能性があるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 前回、私が答えたと思うんですが、この書類がないとだめなんですけれども、恐らく、これは私の過去の経験からいえるんですが、通常は相手方にあるものだと思うので、恐らくそういう回答になろうかと思えます。相手方ということは、ビル会社が持っているものだと思います。

○赤木長義委員 こちらに控えがなくても、建設業法違反にはならないんですよね。

○丸野達夫委員長 1部しか存在しないと思えますので、そこは問題ないかと思えますが。

よろしいですか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 有限会社沼田建設に対する質問の中で、見積書がないのはなぜでしょうかという質問でありまして、「何番ですか」と呼ぶ者あり）全てに対してですね。質問1、2、3、見積書がないのはなぜでしょうかというでありまして、これは、青森市は――見積もりがないというように沼田建設が言われましたが、ないといったその見積もりを全て市が持っておりまして、市が私たちに提出したものに見積もり内訳が記載されております。ということは、現在もその見積もりを市が持っているのか持っていないのか、それだけでも聞くことは可能でしょうか。

○丸野達夫委員長 それは青森市に聞くことじゃないですか。

○中村美津緒委員 そうですね。

○丸野達夫委員長 だから、沼田建設に聞くことではないですよ。

○中村美津緒委員 じゃあ、その他で。

○丸野達夫委員長 その他でお願いします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、事務局案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なお、当該質問につきましては、任意で回答を求めるととなりますが、回答の希望期限を9月29日としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、9月29日までに、質問に対する回答を求めることにいたしたいと思います。

あともう1件、では事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会 関係人に対する質問事項」をごらんください。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、関係人に対する質問の提案が1件ありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは、このことにつきまして中村委員に説明を求めますが、要求先は第三者でありますので、法人名を伏せて御発言いただきますようお願いいたします。

中村委員。

○中村美津緒委員 皆様のお手元の「質問事項<任意>」という資料ですが、具体的調査事項2「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」であります。

4月18日にアウガ問題に関する調査特別委員会がありました。そのときの市側の最後の答弁も、実際今問題になっているスプリンクラー工事がされたかどうかは、市側は判断がつかないということでありまして、自分なりに調査を進めました。4月28日でした。大きいテナントビル、複合商業ビルのスプリンクラー工事の点検をする業者が、大きくは青森市に4社くらいしかないということがわかりましたので、4社全てに電話で確認したところ、今回の要求先であります防災工事会社――G社とさせていただきますが、そちらに電話で確認し、私がお伺いしたところ、法定点検を行います、実際に大きな変化は見受けられなかったということを経験しました。

しかし、それは私が直接聞いたものでありますので、今回は100条調査権を行使はしませんが、皆様にもお示ししたいというその思いから、今回、任意であります、質問といたしまして、内容が、平成24年7月に実施したアウガ地階のヤマト運輸株式会社のスプリンクラーの法定点検、試験調査の際

に、スプリンクラーの移設・増設があったかどうかを認識していたかという質問であります。その回答を9月19日までに求めるものであります。これで、スプリンクラー工事がされたかどうかの裏づけがとれるものと思ひまして、任意ではありますが、質問をさせていただくことにいたしました。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの説明に対し、各委員から質疑等ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 やるならこれも100条でやればいいんじゃないですか。何で任意なのか、そこが、やるなら100条でしょう。

○丸野達夫委員長 これは、書類の提出ではないからかな。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 これまで私は、100条、任意、そして98条と、いろいろと提案をさせていただきましたが、こちらの防災工事会社G社にしましては、100条調査権を行使しなくても協力していただけるものと思っておりますので、任意ということにさせていただきました。

以上です。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 いや、大事な部分だから、事実かどうかをはっきりさせるためには100条のほうがいいでしょう。だって、本当に仕事をやったかどうかということの中村委員が言っているわけだから、そういうことであれば、本当に事実かどうかを求めるのであれば100条が筋論だと思うけれども。

○丸野達夫委員長 ちょっとその前に、質問を100条でというのは、できないんですか。(発言する者あり) はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 いわゆる地方自治法第100条第1項の調査権限に基づいた権限の行使といたしましては、ただいま何点かやっております記録の提出を求めることがまず1つと、あと、いわゆる証人喚問ということの2つですので、今回の中村美津緒委員の提案というのは、あくまでも当該業者に対して質問をしたいということですので、質問をする上では、法に基づいた権限が特段ありませんので、質問するとすればあくまでも任意でしか質問できないということになります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの事務局の説明のとおり、地方自治法第100条では求められないということですので、任意でやることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なお、質問事項もこの内容でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、G社にしましては、中村委員の提案どおり

といたします。なお、この会社につきましては第三者でありますので、法人名の取り扱いは、各委員で気をつけていただきたいと思います。

案件の3「その他」を議題といたします。

その他であります。先ほど山脇委員から、事前着工があったというように判断してもいいのではないかとということでありました。それを皆さんで協議して、いいとなればそれを中間報告書にまとめたいと思いますが、だめであれば証人喚問でそれをただしていきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔齋藤賢剛議事調査課長「委員長済みません」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 ただいま、いわゆる中間報告ということです。中間報告に関しましては、これまで委員会で審査してきた中で議決した事項、あるいは委員会として決定した事項を、今の事務局の想定では閉会日に中間報告として報告したいと考えておりますので、もし仮に、事前着工ということの本会議場で報告したいのであれば、改めて本委員会で、事前着工と認める理由——こういった事実があったことから、事前着工と認めるという部分の説明をしていただいた上で、そのことに関して委員会として決定していただくというプロセスが必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○丸野達夫委員長 ただいま、事務局から説明がありましたように、その理由を付して事前着工があったというように判断してほしいということでありました。

9月1日の議論をまとめますと、ビル会社が市に提出した契約書、そして沼田建設が提出した契約書は、当然、甲乙両者が1部ずつ持つ契約書でなければなりません。ところが、理由はわかりませんが、甲の持っている契約書は、日付が平成24年7月25日でありました。そして、工期も平成24年7月25日から平成24年7月28日までとなっております。乙が持っている契約書は、平成24年6月27日に契約されており、工期は平成24年7月2日からとなっております。なぜそこに違いがあるのかはわかりませんが、その書類があったということはわかりました。そのほかに、沼田建設の下請会社であるカクヒロ船場の書類から、工事日程がわかりました。その工事日程は、平成24年7月2日から工事がなされていることを示す資料でありました。そのことから、沼田建設の契約書の工期、そしてカクヒロ船場の工事日程等をあわせ鑑みれば、平成24年7月2日、つまり事前着工があったと判断せざるを得ない状況があったと私は考えます。

そのことについて協議してまいりたいと思いますが、御意見ありますでしょうか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 事前着工があったという認識は、多分全ての委員がお持ちだと思えます。ただ、そこで変な認識になってもらっては困るのは、あくまでもこの事前着工として問題があるのは、事業主体であるビル会社だということが大前提だと思えます。なぜならば、ビル会社と沼田建設またはカクヒロ船場というのは、あくまでも甲乙の関係上で、発注なり工期はそちらから示されたものであるから、そこは発注者の意向に沿ってやっていることであって、事前着工で問題があるのは、あくまでもビル会社の話です。ですから、あえてそこで、この委員会が民間の沼田建設やカクヒロ船場を追い詰めるようなことが決してあってはならないという報告書にするのであれば、私は理解しますがけれども、あくまでその辺をきちんと分けた形でやっていただかなければ、やはり誤解——多分マスコミ報道もされるので、本来の部分がマスコミで誤解されてしまっても困りますので、そこをちょっと慎重にやっていただきたいという思いがあります。

○丸野達夫委員長 沼田建設の契約書は、工期が平成 24 年 7 月 2 日からでありますので、平成 24 年 7 月 2 日から工事に入ったとしても何ら問題のないものと私は思えます。皆さんも多分そう思っていると思えます。問題なのは、甲が持っている契約書がこの工事の内容と違うということにあります。そこは、なぜそうなったのかというのは我々にはわかりません。そのことについて、我々が疑義を晴らしていくことは必要はないと思えますけれども、問題は、事前着工があったかなかったかということにありますので、そのことについて、赤木委員の言うとおりの、工期が平成 24 年 7 月 2 日からである以上、平成 24 年 7 月 2 日から入っても何ら法的な問題はないと私は思っていますが。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 だから、事前着工というのは、事業主体者として事前着工したということですね。

○丸野達夫委員長 そうですね。総務省に補助金の申請をしたのはビル会社ですので、恐らくは、推測ではありますが、ビル会社が補助金を得るために日付を改ざんして請求した可能性はあるということはわかります——済みません、経済産業省です。済みませんでした。

ほかにありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど、赤木委員そして丸野委員長から、根本原因はビル会社にあるというお話のように私は受け入れましたが、今まで、再三、この内装工事に関しまして、私が不適切とお伝えしてきた契約書についてもいろいろ議論してきました。その際によく出てきたのが、現在、代表清算人である鈴木弁護士の見解として、今回の契約書に関してはお互いの合意のもと契約されているものであり、契約書に関しては何ら問題ないというようなお話でありました。

しかしながら、今までのこの一連の流れから見ましても、見積書を依頼したのは、建築会社A社である沼田建設の元従業員であった方が競争見積もりを依頼したということ、そして、事前着工をして、青森市そして国に対する実績報告書の日付も、幾つもの記載をですね、あからさまに交付決定後に着工したというようにして、人を欺くようなこの行為は私は許すことができません。そして、これに添付されている工事請負契約書、建築会社Aの提出しているいろいろな書類は、全て代表印が押されております。ですから、あくまでもこれはビル会社だけがよくないという話ではないと思いますので、その点もしっかりと私は議論すべきだと思いますし、これは、交付決定前に着工されたのがよくないのではなくて、これは申請する前に工事がされておりますので、それこそが私は悪質だと思っております。施工した業者がこれをわからないということは、私は済まされない事案だと思っております。

私の意見は以上でございます。

○丸野達夫委員長 今、山脇委員から提案があったのは、事前着工があったかどうかの判断を、中間報告書に上げたいということでした。それで、報告書の中身が国を欺く行為だったのかどうかというのは、今後の調査の結果でわかってくるのかわかってこないのか、これはわかりません。でも、その中で話し合われることですので、私としては、今、中村委員の話したことをここで判断するのではなくて――はい、中村委員。

○中村美津緒委員 補足です。

私は、事前着工はもう立証できたと思っておりますので、これは中間報告書に載せるべきだということで、私は伝えたいと思います。

○丸野達夫委員長 はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 先ほど委員長が整理されたような形で、事前着工があったというような形で中間報告をすれば、何ら問題なくていいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 あと、私は、最初にスプリンクラーの部分についても言ったんですけども。

○丸野達夫委員長 それは、その後で。今は、事前着工だけやりたいです。

○山脇智委員 わかりました。いいです。

○丸野達夫委員長 まあ、誰がその指示をしたのかとか、そういう疑義は残りますけれども、それは今後の調査の中でやっていくのかやっていかないのか、皆さんの御意見の中で判断していきたいと思っております。ただ、今は、事前着工があったと判断せざるを得ないという状況があるかと思っておりますが、そのことについて、私が先ほど述べた理由で事務局にまとめてもらって、皆さんに見てもらいますが、決を先にとってもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 この市の事業の中で、事前着工があったと判断せざるを得ないと私は思いますが、皆さんの御同意をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、そのように中間報告にまとめたいと思ひます。

次に、スプリンクラーの件について、山脇委員、お願いします。

○山脇智委員 今、このスプリンクラーについては、中村委員から、さまざまこれに対して、検査する会社に対しての問い合わせですとか、さまざま現在も進行しているんですけども、先日出された下請会社の工事の内訳が細かく書かれたものがあったんですが、その際に、ほかの場所の工事に関しては、ちゃんとスプリンクラーが設置されたということで工事の内訳に入っていたと思うんですよ。その中において、ヤマト運輸の部分だけスプリンクラーが入っていないというのは、やはりそのように内訳書をつくっていたのであれば、実際に行われていないからその内訳書にスプリンクラーが入っていないということなので、私は、これについても事実として、スプリンクラー工事が行われていないということは、補足でこれから調査するにせよ、事実として証明されたのではないかなと、その下請の業者の内訳書を見て思ったんですが。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

この件について、私はもう少し補足が必要かなと思うんですけども、まあ、言いたいことはわかります。

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 わかりますよ。わかりますけれども、客観的な事実の積み上げができていないような気がするので、もう少し待ったほうがいいと思ひます。

○山脇智委員 私も――ただまあ、私はそれで、やはり普通に考えれば、そのように工事したところは載っていて、工事していないところはどうかという部分もあるんですけども、今、補足で出てきている部分もあるので、その部分については、あくまで強行に求めるという部分ではないです。

○丸野達夫委員長 まあ、恐らくはそうなんだろうけれども、やはり確実性を得るためには、今、G社に求めたことや、その他のことで裏づけがとれていくものと思ひますので、よろしいですか。

それと、済みません、先ほどの事前着工の件ですが、これを認めたということは、証人喚問で主任技術者を1名求めておりますが、この方を外すことでよろしいですか。我々としては、調査でもう認めてしまっているのに対して、あえて証人を呼んで精神的な苦痛を味わわせることは、私はしたくないのですが、よろしいでしょうか。（「はい」「いいです」と呼ぶ者あり）あ、ど

うぞ。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 委員長の言うとおりでいいと思います。

○丸野達夫委員長 では、取り下げる方向で、提案者の中村委員、よろしいですか。

○中村美津緒委員 そうか。スプリンクラーでしたか。

○丸野達夫委員長 違います。事前着工で呼んでいるから。

○中村美津緒委員 ああ、であればいいです。

○丸野達夫委員長 では、取り下げる方向でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、取り下げさせていただきます。

スプリンクラーは、今後の資料を待つということになりました。

あと何かありましたか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 私からなんですけれども、スプリンクラーの件に関しまして、私は最初の山脇委員の考えに賛成でありまして、これでもうほぼ立証されたと思っておりました。皆様にも大分前にお示しいたしましたが、平成29年4月17日に、青森地域広域事務組合にアウガについての質問ということで、スプリンクラー移設工事及び増設工事の届け出がされているかどうか教えてくださいとの質問に、当該工事部分に係るスプリンクラー設備工事に関する届け出は確認されていませんと。まあ、これは今までの特別委員会で私が言ったものであります。もう1つ、先ほど山脇委員が言いましたが、カクヒロ船場が見積もりをした移設工事が2、増設が1というのも、ちゃんと消防本部には提出されておりました。しかし、カクヒロ船場のヤマト運輸の部分に関しましては、見積書に記載されていない、消防本部にも提出されていない。もう、これでほぼですね、ヤマト運輸に関しまして――あそこのたかだか14坪のところ。スプリンクラーの見積もりも、いろいろ、13個移設、3個増設とか、根拠のない数字の見積もりが記載されておりましたので、私は、これはもう明らかにスプリンクラーの工事がされていないと立証できたものと思っておりますので、9月19日の中間報告に向けて、私はもうスプリンクラー工事がなかったといってもいいのではないかなと、まあ、補足として。

○丸野達夫委員長 そうなると、G社に求めることが矛盾するんですね。立証できているんだったら、G社には求めなくていいでしょう。だから、G社に求める以上は、それを待ちたいと思うんですが、どちらがいいですか。

〔「焦るなって」「先々行くからだめなんだ」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員 焦りません。

○丸野達夫委員長 はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 G社に求めることを先ほど確認しましたので、念のために

それも含めて、今の中村委員が言ったことと重ねて事実証明とすればいいのではないかと思います。

○丸野達夫委員長 いかがですか。よろしいですか。

○中村美津緒委員 はい。申しわけございません。

○丸野達夫委員長 それでは、スプリンクラーに関しましては、G社の回答を待ちたいと思います。

ほかに……、はい、中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど、沼田建設の見積もりの提出がちょっとなかった部分に関しまして、市側は全て持っておりまして、今も市側が持っているのかどうか、ちょっとそれを市側に一一質問だけではありますが、あるのかどうかも含めて、皆様にちょっとお諮りしたいなと思っておりました。（「提出じゃなくていいんですか」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 存在が聞きたいんでしょう。あるかないかだけなんでしょう。（「あるんでしょう、ここに」と呼ぶ者あり）ああ、もう持っているんですか——中村委員。

○中村美津緒委員 ただ、何度も皆様もお聞きしたと思うんですが、ここにある見積もりは市が抜粋した見積もりですので、市がきちんと持っている、どちらから出されたのかわかりませんが、その見積書があるはずなんですね。そのように前の委員会でも言うておりましたので。

○丸野達夫委員長 まあ、書類の存在があるかないかは不明ですので、ここは、皆さんの御同意がいただければ、私が預かって、経済部のほうに聞いて、あるという場合は皆さんにそれを報告して、どう取り扱うかを決めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 じゃあ、そのようにしたいと思います。

その他は、皆さんありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 きょう 100 条委員会をやったのはいいんですが、できれば——皆さんは一般質問が終わっているけれども、私だけ終わってないですよ。それは、私はある意味嫌がらせに捉えているんですけども、その辺はちょっと配慮してほしいんですよ。やはり一般質問が終わった 9 月 11 日の午後にやるんならまだ理解するけれども、ちょっとそこはね、申しわけないんですが、（「嫌がらせなんかはしてないよ」と呼ぶ者あり）とにかく、嫌がらせをやられているんじゃないかと一瞬思いましたよ、本当に。

○丸野達夫委員長 私の名前で開催しているので、ちょっと私からおわびしますが、申しわけございませんでした。配慮が足りなかったと思います。

ほかにありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、9月19日午前10時からとなります。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)